



鳥取県公報

平成15年 5月16日(金)
第 7 4 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (322) (協働推進室)	1
	生活保護法による医療機関の指定 (323) (福祉保健課)	2
	生活保護法による施術者の指定 (324) (")	2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (325) (")	2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (326) (")	3
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (327) (")	3
	結核予防法による医療機関の指定 (328) (健康対策課)	3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (329) (")	3
	種畜証明書の書換え交付 (330) (畜産課)	4
	土地改良区の定款の変更の認可 (331) (耕地課)	4
	土地収用法による土地の立入り (332) (管理課)	4
選管告示	政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (44)	5
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	6
調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	7
	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課)	7
	落札者の決定 (4件) (")	7

告 示

鳥取県告示第322号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年6月30日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年 5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成15年 4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のんびり小町

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

櫻谷 真奈美

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡智頭町大字毛谷53 - 2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する小規模で家庭的な介護福祉事業を出発点に、障害者や児童等にも優良かつ利用者の立場に立った福祉サービスを展開していくことにより、地域の福祉および教育の向上と、それを通して生み出されるまちづくりや文化の創造につながる一助となることを目的とする。

鳥取県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人たじま医院	米子市錦海町一丁目10 - 6	平成15年3月1日
ついき整形外科クリニック	米子市道笑町四丁目122 - 2	平成15年4月7日
おおもり歯科クリニック	鳥取市南隈	平成15年3月18日
なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目23 - 18	平成15年4月1日
なかの薬局トスク末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	〃
うさぎ薬局雲山店	鳥取市新93 - 32	〃
ヤマト薬局	西伯郡西伯町大字倭381 - 9	〃

鳥取県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田草 修	米子市中島一丁目14 - 6	田草鍼治療院	米子市中島一丁目14 - 6	平成15年4月2日

鳥取県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
ナガイ薬局境港店	境港市米川町286	平成15年3月29日

鳥取県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たじま医院	米子市錦町一丁目10 - 6	平成15年2月28日
辻谷外科医院	米子市鞆町二丁目118 - 3	平成15年3月31日
関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀1757 - 1	”

鳥取県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目23 - 18	平成15年3月31日
池田薬局TOSC末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	”

鳥取県告示第328号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人三木眼科	鳥取市松並町一丁目168 - 14	平成15年4月1日

鳥取県告示第329号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとお

り告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
三木眼科	鳥取市松並町一丁目168 - 14	平成15年3月31日

鳥取県告示第330号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換え交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	変 更 事 由	変 更 後	変 更 前
平14鳥取県1第21号	登録に伴う名号の変更	照勝美 (全和黒13529)	桶千代1215
平14鳥取県1第27号	〃	糸北波 (全和黒13530)	波横1240

鳥取県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成15年5月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第332号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 黒坂No.21から70までのルート変更に伴う調査

3 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町津地字峠谷西平、字田代、字田代ノ上工、字奥メウガ谷、字山ノ神ノ下夕、字メウガ谷尻、字メウガ谷及び字峠谷東平並びに舟場字鈔山並びに溝口町二部字北谷ノ二、字北谷ノ三、字北谷ノ四、字堂ノ谷

ノ二、字堂ノ谷ノ三、字福園ノ二、字福園ノ一、字奥福園、字福園ノ三、字福園ノ四、字福園ノ五、字福園ノ六、字代ノ宮、字ホフガ谷、字川向、字上犬嶋、字柿ノコ塔、字土居ノ谷、字清水塔、字上向河原、字下向河原、字町裏、字梅ヶ坪、字長政馬場、字宮ノ下、字上五反田屋敷、字下五反田屋敷、字西中屋敷、字下小谷、字上ミ小谷、字小谷奥、字鶴ヶ谷野山、字竜頭岩、字竜頭岩ノ一、字峰谷尻、字蜂谷、字上峰谷、字下築ヶ谷、字上築ヶ谷、字野田ヶ峠下モソネノ一、字野田ヶ峠下モソネノ二、字野田ヶ峠下モソネノ三、字野田ヶ峠上平ノ一、字野田ヶ峠上平ノ二、字野田ヶ峠上平ノ三、字野田ヶ峠上平ノ四、字蛇谷ノ一、字蛇谷ノ二、字上長ウネノ一、字上長ウネノ二、字杉ノ子山、字本谷山、字本谷原、字築ヶ谷、字三ツ岩、字中原、字熊ノ谷上工、字熊ノ谷、字山屋谷、字竜頭岩ソネ畑、字古寺生松城、字天神ノ平ル、字奥寺、字大小奥寺、字熊ノ谷尻、字大鉄穴、字舟谷尻平鉄穴、字舟熊谷、字熊ノ谷奥、字熊ノ谷野山、字船谷山、字大船谷、字舟谷、字小舟谷、字結橋尻、字結橋谷、字結橋奥、字結橋山、字茗荷谷、字茗荷谷山、字梅ノ木谷、字梅ノ木、字小カド、字城坂、字畦高、字シラガ畑、字小モン、字権現谷ノ一、字権現谷ノ二、字権現谷ノ三、字権現谷、字上ミ土居、字東上屋敷、字宮ノ鼻、字露ナシノ一、字伊勢地、字露ナシ、字矢代原、字河端、字平畑、字露ナシノ二、字露ナシノ三、字平畑ノ一、字矢代原上へ、字羽田、字砂田、字杉ノ谷、字荒神谷ノ一、字荒神谷ノ二、字岩屋谷、字皿谷、字水谷尻、字三軒屋、字三軒屋ノ下モ、字三軒屋ノ前、字原場、字水谷、字水谷野山、字水谷山、字庄田野山、字庄田ノ三、字庄田ノ二、字庄田ノ一、字ゼクウ、字荘田、字荘田ノ四、字田代尻、字田代鍛冶屋敷、字田代熊ノ谷尻、字田代鋤床、字田代山、字間地山、字峠、字古峠ヨリ下、字下トギ岩尻、字小屋ノ谷、字一里松ノ下モ、字小鳥木谷、字峠山鋤床、字植松、字奥間地屋敷、字鋤原、字鋤原屋敷、字越峠一、字越峠二、字坂田ノ上工、字山ノ神、字奥間地上工、字奥間地、字坂田、字御崎谷、字間地ヨス隈及び字越峠ノ五地内

4 立ち入ろうとする期間

平成15年5月12日から同年9月30日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第44号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成15年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年5月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井上まきお後援会	渡辺信市	井上郁夫	米子市東福原六丁目1 - 30
岡空研二後援会	岡空晴夫	黒田耕	境港市明治町173
清水あきお後援会	清水孝行	田中良夫	倉吉市福庭町一丁目445
藤原栄喜後援会	林昭次	松本優	倉吉市上井町一丁目227
松本信光後援会	船本幸作	中村徹也	鳥取市賀露町北一丁目10 - 34
たかつか勝後援会	高塚綺子	高塚綺子	東伯郡東伯町大字八橋347 - 5
徳田修一郎後援会	山本智教	安井博美	東伯郡三朝町大字小河内723
中西一郎後援会	中西咲子	中西咲子	東伯郡東伯町大字浦安423 - 5
21世紀の会	梶川世紀	梶川ひとみ	八頭郡家町大字別府269 - 8

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年5月16日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成15年6月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の警察署の管内に居住す る者
	平成15年6月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟三階 第12会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の警察署管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 公共情報ネットワークシステムに係る設備の賃貸借及び保守一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年 4月 1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 39,776,310円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 5月16日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院警備保障 一式
休日、夜間等における救急患者の受付及び医療費の収納事務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年 4月 1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 株式会社コアズ鳥取支社
鳥取市扇町116 |
| 5 契約金額 | 59,640,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課
鳥取市江津730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 5月16日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院清掃作業 一式
食器洗浄作業 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成15年3月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エパークリーン
倉吉市福庭町一丁目288
- 5 落札金額 91,035,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成15年1月24日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局総務課
及び所在地 倉吉市東昭和町150

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月16日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院清掃作業 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成15年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 山陰リネンサプライ株式会社
鳥取市富安二丁目159
- 5 落札金額 132,300,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成15年2月14日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課
及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月16日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

- 1 調達件名及び数量 A重油JIS1種2号 1,072キロリットル
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成15年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 グレース商事株式会社
鳥取市徳尾189-1
- 5 落札金額 1キロリットルにつき31,290円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成15年2月14日
- 7 落札方式 最低価格落札方式

- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課
及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月16日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

- 1 調達件名及び数量 イオヘキソール（64.71パーセント 100ミリリットル）プラスチックボトル 2,695本
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成15年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サンキ鳥取営業所
鳥取市岩吉149 - 1
- 5 落札金額 ボトル1本（100ミリリットル）につき13,419円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成15年2月14日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課
及び所在地 鳥取市江津730

